

令和7年度交野市外出支援制度のご案内

年度ごとに申請が必要です(1年度につき1回)

制度の対象者



(a) 70歳以上の方

(b) 65～69歳で、軽度障がい者手帳を所持している方

(身体障害者手帳5・6級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級)

(c) 中重度障がい者手帳を所持している方(年齢制限なし)

(身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級)

※ 同行援護・行動援護・移動支援の支給決定を受けている人は本人と支援者1名分を補助します。

【申請時、支給決定を受けていることが確認できる書類を提示してください】②タクシーチケットの支給は除く



(d) 介護保険の要介護3～5の認定を受けている方

(e) 下記の障がい者手帳をお持ちの方

(一) 身体障害者手帳 1・2級 ※障がいの部位による制限はありません

(二) 療育手帳A

(三) 精神障害者保健福祉手帳1級

①～③のいずれかひとつを選択してください。

① おりひめバス乗車券の支給

■ おりひめバスで利用可能な乗車券を支給します

【有効期限：令和8年3月31日】



4,600円分を下記のとおり支給

一般運賃の方は200円券×23枚、障がい者運賃の方は100円券×46枚を支給



16,000円を下記のとおり支給

一般運賃の方は200円券×80枚、障がい者運賃の方は100円券×160枚を支給

■ 窓口申請の場合は、その場で交付します。郵送申請の場合は1週間以内に送付します。

必要書類

身分証明書(郵送申請時は不要)、委任状(代理申請時)、の場合は
介護保険被保険者証(※)、もしくは障がい者手帳(※) ※は郵送申請時は不要

② タクシーチケットの支給

■ タクシー利用券を支給します

【有効期限：令和8年3月31日】



4,500円分を支給(500円券を9枚)



16,500円分を支給(500円券を33枚)

■ 窓口申請の場合は、その場で交付します。郵送申請の場合は1週間以内に送付します。

■ チケットを利用できるタクシー事業者は、交野市と協定を結んでいる事業者に限ります。

必要書類

身分証明書(郵送申請時は不要)、委任状(代理申請時)、の場合は
介護保険被保険者証(※)、もしくは障がい者手帳(※) ※は郵送申請時は不要

★妊婦タクシーチケットについては、令和7年4月1日より、交野市健やか部こども家庭室にて発行します。

★寺・神宮寺・東倉治・森南巡回バスについては、これまでの乗車証交付ではなく、おりひめバスとして有料での運行となります。

【問い合わせ先：交野市都市まちづくり部都市まちづくり課】

おりひめバスの
乗り方基礎知識

定期券購入方法
について

① 交野市
中部ルート

② 交野市
東部ルート

③ 北部
巡回ルート

④ 星田駅
コンシエ
星田往復ルート

⑤ 星田駅
南星台
循環ルート(平日)

⑥ 星田駅
南星台
循環ルート
(土曜・日・祝日)

⑦ 交野市
駅南星台
循環ルート

令和7年度
交野市外出支援制度の
ご案内

